○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席でありますので、会議を進めてまいります。

最初に、1、令和3年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、令和2年度旭川市一般会計決算の認定について、認定第9号、令和2年度旭川市水道事業会計決算の認定について、認定第10号、令和2年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、認定第11号、令和2年度旭川市病院事業会計決算の認定について、以上4件につきまして、理事者から説明をお願いします。

〇中野建築部長 令和3年第3回定例会提出議案のうち、認定第1号、令和2年度旭川市一般会計 決算の認定についてであります。建築部に関わる部分について、令和2年度旭川市各会計歳入歳出 決算事項別明細書で御説明いたします。

初めに、72、73ページを御覧ください。まず、2款 1 項 9 目の財産管理費ですが、支出済額が 24 億 1 千 1 万 2 千 6 1 4 円で、このうち建築部所管分はアスベスト含有煙突改修費の 1 億 5 千 4 3 0 万 8 千 2 8 1 円で、市有施設のアスベスト含有煙突の断熱材をアスベストの含有しないものに取替え工事を行いました。

続いて、108、109ページを御覧ください。8 款土木費の支出済額166億6千119万2千394円のうち、建築部所管分は予算現額が21億4千410万5千400円に対して、支出済額が19億4千788万7千423円、不用額は1億9千621万7千977円で、執行率は90.8%でございます。

次に、110、111ページを御覧ください。1項2目の建築総務費でございます。支出済額が 1千37万1千460円でございます。市有施設定期点検費では、市有施設の定期点検業務等を実 施したほか、管理事務費では、建築行政を円滑に推進するための事務経費の支出に充ててございま す。

次に、3目建築指導費です。支出済額が9千573万3千16円で、建築部所管分はこれらのうち宅地造成指導費を除く9千550万6千698円でございます。建築指導費では、建築確認等の建築行政を円滑に推進するための事務経費を支出したほか、住宅雪対策費では、住宅に関する雪対策を推進するため、融雪施設の設置等に係る工事費の一部を補助いたしました。高齢化対応住宅普及促進費並びに住宅改修促進費では、既存住宅のバリアフリー化や省エネ化などの住宅改修費の一部を補助してございます。建築物安全推進事業補助金では、利用者が多い民間建築物のアスベスト調査費を補助してございます。空家等総合対策費では、不良空き家の除却費の一部を補助したほか、所有者がいない空き家の財産管理人選任申立てに関する費用や、適切に管理されていない空き家等の緊急安全措置に係る費用を支出いたしました。大規模建築物耐震改修促進費では、緊急に安全を確認する必要のある民間の大規模建築物について、耐震補強設計費の一部を補助いたしました。

続いて、114、115ページを御覧ください。5項1目の都市計画総務費は、支出済額が34億468万6千96円で、このうち建築部所管分は473万565円でございます。屋外広告物対策費では、違反広告物除却に係る業務委託や取締り、屋外広告物の実態調査等を実施してございます。

続いて、116、117ページを御覧ください。6項1目の住宅管理費でございます。支出済額が2億844万3千652円でございます。市営住宅管理費では、市営住宅の機械警備やエレベーターの保守点検など業務委託を実施したほか、高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助金では、優良賃貸住宅に対する家賃の一部を補助いたしました。

次に、2目の市営住宅建設費は、支出済額が12億3千115万3千617円でございます。市営住宅整備費では、第2豊岡団地新2号棟A工区の41戸の建設工事を、令和元年度からの繰越し分を含めて2か年で実施しております。

次に、118、119ページを御覧ください。3目の市営住宅改善事業費は、支出済額が3億9千768万1千431円でございます。市営住宅改善費では、退去した住戸の修繕や畳の取替えなどを実施したほか、市営住宅管理業務改善費では、修繕の受付業務や入居者の募集受付業務など4業務を民間事業者に委託してございます。また、市営住宅整備関連費では、第2豊岡団地の建設工事に伴い、入居者に対して移転料を支出したほか、市営住宅改修費では、神楽岡ニュータウン団地の外壁改修工事や忠和団地の内部改修工事など、大規模な改修工事を行っております。

以上、建築部所管事業の決算の概要でございます。

○太田土木部長 第3回定例会に議案として提出させていただいております認定第1号、令和2年 度旭川市一般会計決算の認定についての土木部所管分につきまして、旭川市各会計歳入歳出決算事 項別明細書に基づき御説明をさせていただきます。

最初に108、109ページを御覧ください。下段にございます8 款土木費についてでございますが、全体事業費の支出済額1666億6千119万2千394円のうち、土木部所管分につきましては、予算現額が150億2千239万2千920円に対しまして、支出済額が1366億314万6千389円、翌年度繰越額が269千335万9千円、不用額が1162758877千531円で、執行率は90.6%となってございます。

それでは、目別に御説明いたします。8款1項1目土木総務費、支出済額632万3千833円につきましては、土木部全般に関わる庶務的経費に要したものでございます。

続きまして、110、111ページ、下段のほうを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費、支出済額2億468万6千513円につきましては、町内会等における街路灯設置費や電気料金の一部を助成したほか、買物公園の自転車対策経費や道路法に基づく台帳の整理、さらには登記簿と現地の整合を図る地籍調査などに要したものでございます。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費、支出済額51億8千959万6千151円につきましては、除雪費や道路の維持管理経費のほか、街路灯やロードヒーティングの光熱水費などに要したものでございます。

続きまして、112、113ページ、8款2項3目道路橋りょう新設改良費、支出済額46億4 千408万2千961円でありますが、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ、日常 生活に関わる生活道路や側溝の整備など、道路の新設改良事業のほか、雪対策事業などに要したも のでございます。

続きまして、8款3項1目河川整備費、支出済額2億4千306万6千600円につきましては、 浸水被害の防止及び地域住民の生活環境の整備を図るため、市が管理する河川の整備や、北海道が 行ってございますペーパン川の河川整備のための用地買収に要したものでございます。 続きまして、114、115ページ、下段になりますが、8款5項2目街路事業費、支出済額1 2億927万7千346円につきましては、神楽3条通など、都市の骨格を形成する都市計画道路 3路線の整備や、市道から道道に昇格した永山東光線の用地買収に要したものでございます。なお、 繰越明許費についてでございますが、都市計画道路整備受託費におきまして、1億8千745万9 千円を令和3年度に繰り越したものでございます。

最後となりますが、116、117ページを御覧ください。8款5項3目緑地公園費、支出済額 21億612万5千619円のうち、土木部所管分につきましては、公の施設建設基金積立金を除く21億611万2千985円となっており、東光スポーツ公園をはじめ、各種公園の整備や維持管理及び緑化事業などに要したものでございます。なお、繰越明許費についてでございますが、運動公園整備費におきまして、1億590万円を令和3年度に繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、土木部所管の決算概要について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

〇菅野上下水道部長 令和3年第3回定例会提出議案のうち、水道局で所管いたします水道事業会計及び下水道事業会計に関わります令和2年度決算につきまして、お手元にお配りさせていただきました資料、令和2年度決算の概要に基づき御説明をさせていただきます。

初めに、認定第9号、令和2年度旭川市水道事業会計決算の認定についてでございます。資料の 1ページを御覧ください。

まず、収益的収支でございますが、水道事業収益が決算額61億3千865万1千753円、水道事業費用が決算額53億4千859万7千532円となり、差引き7億9千5万4千221円となっております。次に、資本的収支でございますが、資本的収入が決算額21億9千453万258円、資本的支出が決算額59億1千542万2千686円となり、差引き37億2千89万2千428円不足しております。

これによりまして、資料の一番下になりますが、当年度純利益は4億9千294万9千241円、 当年度末資金残高は、減価償却費など内部留保資金で補塡することで8億7千886万9千136 円となってございます。

次に、認定第10号、令和2年度旭川市下水道事業会計決算の認定についてでございます。資料の2ページ目を御覧ください。

まず、収益的収支でございますが、下水道事業収益が決算額91億7千990万3千246円、下水道事業費用が決算額86億9千649万6千694円となり、差引き4億8千340万6千552円となっております。次に、資本的収支でございますが、資本的収入が決算額31億3千52万2千657円、資本的支出が決算額64億5千917万6千963円となり、差引き33億2千865万4千306円不足しております。

これによりまして、資料の一番下になりますが、当年度純利益は3億7千95万8千197円、 当年度末資金残額は、減価償却費など内部留保資金で補塡することで6億7千32万6千230円 となってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 第3回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院が所管しております認定第11号、令和2年度旭川市病院事業会計決算につきまして、配付資料、令和2年度病院

事業会計決算の概要に基づきまして御説明を申し上げます。資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、(1)年間患者数につきましては、入院では予算12万3千5人に対し10万799人、外来では予算23万6千439人に対し20万8千553人となっており、(2)1日平均患者数につきましては、入院では予算337人に対し276.2人、外来では予算973人に対し858.2人となっております。また、(3)主要な建設改良事業につきましては、医療機器では、超音波画像診断装置など3件を整備し、建物では、外来棟冷却塔更新工事及び外来棟冷暖房設備改修工事を実施いたしました。

次に、(4)予算決算比較になりますが、収益的収支につきましては、病院事業収益では決算額 129億1千917万1千840円で、主に本院医業外収益の増により予算に対し6億8千266 万2千840円の増となっております。また、病院事業費用では、決算額115億2千625万9千760円で、主に本院医業費用の減により3億7千551万7千240円の不用額を生じております。

以上の結果、資料の右側にありますとおり、純利益が13億9千169万100円、未処理欠損 金が142億7千977万2千367円となったところでございます。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入では決算額14億1千629万2千152円で、 主に令和3年度に繰り越した建設改良費の財源となる一般会計負担金の減によりまして、予算に対 し3億6千113万4千848円の減となっております。資本的支出では、決算額17億6千19 8万7千922円、翌年度繰越額2億2千380万5千円で、主に建設改良費の減によりまして1 億1千411万9千78円の不用額を生じております。なお、資本的収支の不足額につきましては、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡し、なお不足する額につきましては一時借 入金で措置しております。

最後に、実質的な収支となります資金収支でありますが、資料の右下欄外に記載しておりますとおり、当年度資金収支につきましては11億4千66万6千647円、当年度末資金残高につきましては2億1 千210万7千359円となったところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの説明につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。議案の説明に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市地籍調査実施計画について及び10月4日の突風による被害について、理事者から 報告をお願いします。

〇太田土木部長 初めに、旭川市地籍調査実施計画策定について御報告を申し上げます。資料のほうを御覧になってください。

初めに、これまでの経過についてでございます。本市では、平成18年の地籍調査事業着手に際しまして、国の国土調査事業計画に基づく旭川市地籍調査事業計画を独自に策定し、調査の進捗状況や優先順位を見定めながら事業を進めてまいりました。平成28年には第2次となる10か年計

画を策定し、現在に至っているといった状況にございます。

次に、計画策定の背景についてでございます。地籍調査につきましては、全国で実施されてございますが、令和元年度末時点における全国の進捗率は52%となっているものの、特に都市部における人口集中地区、いわゆるDID地区では、市街化に伴う土地の細分化ですとか、権利関係の複雑化などによりまして調査が困難となっており、その進捗率は26%程度にとどまっております。本市のDID地区における進捗率も20%程度となっている状況にございます。

一方で、地籍調査につきましては、正確な土地の基礎的情報を明確にすることで、公共事業の円滑化ですとか民間開発事業の計画的な進捗だけではなく、災害復旧の迅速化といった効果もあることから、近年頻繁に発生しております激甚災害に備えまして、その重要性といったものも高まっております。昨日の北海道新聞にも、土石流で大きな被害を受けた静岡県の熱海市、まだ皆さんの記憶にも新しいと思いますけれども、その被災地区においては、こうした地籍調査が実施されていなかったということから、復興の遅れにつながりかねないとの懸念の声が上がっているといった記事もございました。こうしたように、地籍調査の進捗率の向上というのが全国的にも今、大きな課題となっているという状況でございます。

次に、こうした中、国にどのような動きがあるかということでございますが、昨年におきまして、 国は、第7次国土調査事業十箇年計画を策定し、新たに迅速かつ効率的な実施を図るための措置や 地籍調査の円滑化、迅速化を見込んだ事業量の設定、新たな指標の提示などの方針を示しておりま して、調査地区の選定における災害対策や社会資本整備と連携した優先順位の考え方が整理された ほか、これまで一筆ごとに調査を行ってきた一筆地調査に加えまして、災害等により大きな被害が 想定される地区においては、道路や河川などの公共インフラに関わる土地を先行して調査する街区 境界調査といった効率的で迅速な、新たな調査方法の導入などがうたわれておりまして、事業の進 捗を加速していくとされているところでございます。

次に、旭川市の地籍調査実施計画についてでございますけれども、現在の旭川市地籍調査事業計画は、平成28年から令和8年までが計画期間となってございますが、こうした国の計画との整合性を図りながら、計画事業量ですとか年次スケジュール、あるいは進捗目標などを定めたより実効性の高い計画とするため、また、令和元年度に改定されました旭川市洪水ハザードマップにおいて、河川の氾濫等が想定される区域が新たに拡張されたことも踏まえながら、優先的に調査を実施する地域を追加するなどして、新たに旭川市地籍調査実施計画を策定し、令和4年から令和13年までの10か年の計画として地籍調査事業の推進に当たっていきたいと考えているところでございます。

最後に、計画策定に向けた今後の予定でございますけれども、新たに追加されるエリアの住民説明などを経て、調査の方針等について市民の意見を反映させるための意見提出手続を12月に実施し、令和4年4月の策定を目指しているところでございます。

旭川市地籍調査実施計画については以上でございます。

続きまして、昨日、10月4日の突風による被害についてでございます。

昨日、10月4日に前線が通過した影響によりまして、道北を中心に激しい風雨に見舞われたところでございますが、報道にもありましたように、隣の東川町では、突風の影響で電柱が倒れるなど被害が発生していたところでございます。本市におきましても、一部地域で突風による市道における被害を土木部として確認しておりますので、御報告させていただきます。

土木部では、昨日の午後2時半頃、市民からの通報を受けまして、東旭川町瑞穂地区の一部で突風による倒木などの発生を知り、現地に急行したところ、市道2か所の一部が民有地の樹木の倒木により通行できなくなっている状況を確認したほか、強風によりまして、東旭川町共栄の市道1か所において、街路樹の倒木により市道の片側が塞がれているといった状況を確認したところでございます。いずれも速やかに倒木を撤去し、通行止めを解除してございまして、これらの倒木による車両等の事故ですとか、あるいはけが人などの被害がなかったことを確認してございます。

なお、現場に向かう途中に、付近の民地内でも倒木ですとか、資材が飛散している状況なども見受けられておりましたが、消防に確認したところ、そうした突風に関連した出動は特になかったとのことでございます。

以上、昨日の突風被害についての御報告をさせていただきました。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告願います。

〇木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。資料を御覧いただきたいと存じます。

本市におきましても、9月中旬以降、新型コロナウイルス感染症患者が減少傾向となるなど、第5波が全国的に収束に向かう中、緊急事態宣言が9月30日をもって解除されたところでございます。この間、当院におきましては、感染症指定医療機関として引き続きコロナ診療を最優先に、その対応に当たってきたところでございます。

それではまず、資料の1ページの1、当院における新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。9月17日になりますが、入院病棟に勤務する看護師1人の感染が確認されましたが、この方は12日に同居家族が陽性となり、濃厚接触者として自宅待機をしていたところ、16日に発症したというものでありますことから、院内における濃厚接触者及び接触者はおらず、診療体制への影響はなかったところでございます。

続きまして、中ほどの2、感染症病棟の稼働状況についてでございます。当院では、新型コロナウイルス感染症専用病棟2病棟を確保し、積極的に患者の受入れを行ってきたところであり、9月28日現在の延べ入院患者数につきましては、疑い患者を含めて6千245人となっております。なお、資料には記載がありませんけれども、9月末現在の人数では6千257人ということになっております。

また、1日当たりの月平均病床稼働数につきましては、前回御報告いたしましたとおり、9月3日に延べ入院患者数44人と過去最多を更新したことによりまして、その下の表1のとおり、9月28日までの9月の稼働数は23.7人と、8月を超える高い水準で推移したところでございます。なお、こちらも資料には記載はございませんけれども、9月末までの9月の1日当たりの稼働数は22.5人となっております。また、今朝の段階での入院患者数は実人数で3人となっておりまし

て、現在は落ち着いている状況ということになってございます。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、2ページの3、発熱外来の受診患者数についてでございます。発熱外来につきましては、現在休床中であります6階東病棟で診察を行っておりまして、9月28日現在の患者数は3千43人となっております。また、資料には記載がございませんけれども、9月末現在の人数では3千51人ということになっております。

また、1日当たりの月平均患者数につきましては、感染リスク対策の観点から、8月27日より直接来院による診療を一時休止し、療養中の方と濃厚接触者の診療を優先する取扱いということにさせていただいておりまして、同日以降の受診患者数につきましては、原則として保健所依頼の陽性者や濃厚接触者の数値となっております。その下の表2にお示ししておりますとおり、9月28日までの9月の患者数は6.6人となっておりまして、資料には記載がありませんけれども、9月末日までの9月の1日当たりの稼働数は6.3人ということになっております。

次に、4、病院全体の患者数についてでございます。こちらは、集計時期の関係から前回報告と同じ8月までの状況となりますが、改めて御説明を申し上げます。

まず、(1)の入院患者数につきましては、次のページ、3ページの表3にお示ししておりますとおり、6月以降、一般病院2病棟を休止し、新型コロナウイルス感染症専用病棟として運用しておりますことから、令和2年度と比較して患者数は大きく減少しております。現在の受入れ体制を継続していく中にありましては、今後も低い水準で推移していくものと見込んでいるところであります。

また、(2)の外来患者数につきましては、こちらも同じく3ページの表4にお示ししておりますけれども、本年4月から8月までの稼働数は、相当な受診控えがあった令和2年度よりも増加はしておりますけれども、現在、症状が軽度な方に当院の受診をお控えいただくお願いをしておりますことから、今後も低い水準で推移していくものというふうに見込んでいるところでございます。報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしましたが、そのほか、委員 の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時32分